

(様式6-1)

共同企業体参加資格者誓約書

令和 年 月 日

くるめ光の祭典実行委員長 あて

共同企業体の名称 _____

構成員 住所又は所在地
(代表構成員)

商号又は名称

代表者氏名

印

久留米市有資格者名簿の登録状況 ※該当の資格をチェック

建設工事 (業者番号:)

業務委託 (業者番号:)

構成員 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

久留米市有資格者名簿の登録状況 ※該当の資格をチェック

建設工事 (業者番号:)

業務委託 (業者番号:)

物品 (業者番号:)

(以下、構成員列記)

このたび、令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務の受託にかかる共同提案に参加するため、共同企業体を結成しました。

令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務について、契約書に定められた業務期間の間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受注に際しては、連携して行うものとし、共同企業体協定書を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式6-2)

委任事項

- 1 令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務に関し、当共同企業体を代表して委託者である、くるめ光の祭典実行委員会と折衝する権限
- 2 企画内容及び見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務費の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関する届出、報告の提出に関する一切の権限

使用印

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) くるめ光の祭典実行委員会発注にかかる、令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務の受注
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務共同企業体と称する。

（事務所の住所）

第3条 共同企業体は、事務所を●●県●●市●●●●におく。

（成立時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、令和5年●月●日に成立し、第1条に規定する業務の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

（以下構成員を列記）

（代表者の氏名）

第6条 共同企業体は、●●●●（法人名）を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して

発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって費用の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称 %

商号または名称 %

(以下構成員を列記) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、●●銀行●●●支店とし、共同企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損を負担するものとする。

(権利義務及び譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成させる。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にしうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第18条 構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第19条 共同企業体の代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

- 第20条 共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第21条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

●● (共同企業体代表者) 外● (共同企業体代表者を除く共同企業体構成数) 社は、上記のとおり、令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和5年●月●日

住 所
商号又は名称
代 表 者

⑩

住 所
商号又は名称
代 表 者

⑩

(以下構成員を列記)